

発表日時：平成18年6月29日(木)  
発表場所：(社)日本測量協会 3階 特別会議室

## ＝ 第2回「品質管理優秀賞」 ＝ 測量成果の品質が優れている測量会社 13社を表彰

社団法人日本測量協会(会長 宮崎大和)は、平成17年度に実施した測量成果の検定(基準点測量、地図作成)において、品質(品質管理)が特に優れていたと認められる作業機関(測量会社)13社を表彰します。

「品質管理優秀賞」の表彰は、昨年5月公共工事の品確法の施行を機に創設したもので今年が第2回目です。表彰式は、以下のとおり行います。

1. 表彰日時 6月29日(木) 11時40分～12時
2. 表彰場所 (社)日本測量協会(本部)  
3階 特別会議室
3. 表彰会社 資料-1のとおり

(本部では、関東地域の3社の表彰を行います)

株式会社八州 (東京都渋谷区)  
株式会社中庭測量コンサルタント (東京都太田区)  
国際航業株式会社 空間情報部 (東京都日野市)

なお、北海道以下の表彰式は、それぞれの支所で行います。

資料-1 平成18年「品質管理優秀賞」表彰会社一覧

資料-2 測量成果検定の表彰について

( 問い合わせ先 )

社団法人 日本測量協会 測量技術センター

副 所 長 吉村 愛一郎 03 - 3579 - 6811

管理部長 篠原 茂明 ”

〒173-0004 東京都板橋区板橋 1-48-12 測量会館第2号館

## 平成18年 第2回 品質管理優秀賞 表彰会社

| 地 域   | 会 社 名 (所 在 地)             | 測 量 種 別 |
|-------|---------------------------|---------|
| 関 東   | 株式会社八州 (東京都渋谷区)           | 基準点     |
|       | 株式会社中庭測量コンサルタント(東京都太田区)   | 基準点     |
|       | 国際航業株式会社空間情報部 (東京都日野市)    | 地 図     |
| 北 海 道 | 株式会社タナカコンサルタント (苫小牧市)     | 基準点     |
|       | 東和工研株式会社 (帯広市)            | 基準点     |
| 東 北   | 株式会社大江設計 (仙台市)            | 基準点     |
| 北 陸   | 株式会社ナカノアイシステム (新潟市)       | 基準点     |
| 中 部   | 玉野総合コンサルタント株式会社 (名古屋市)    | 基準点     |
| 関 西   | 内外エンジニアリング株式会社 (京都市)      | 基準点     |
| 中 国   | フクヨシエンジニアリング株式会社 (広島市)    | 基準点     |
| 四 国   | 昭和株式会社 中国・四国支社 (岡山市)      | 基準点     |
| 九 州   | 大成ジオテック株式会社 (久留米市)        | 基準点     |
|       | 朝日航洋株式会社 九州空情支社 (福岡市)     | 地 図     |
|       | 計 1 3 社 (基準点 11 社、地図 2 社) |         |

## 測量成果検定の表彰について

国や地方公共団体等（地方整備局をはじめとして国の機関、県、市町村等）が発注する公共測量は、使用する作業規程の中で「高精度を要するもの又は利用度の高い測量成果については、第三者機関による検定を受けなければならない」と規定されています。これにより公共測量による測量成果が検定に出されます。

当協会は、検定機関として、測量機器及び測量成果の検定を実施しています。

昨年4月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行されたのを機に、測量成果の品質確保および作業機関（測量会社）の技術力向上につながることを期待し、昨年（平成17年）から品質が優れた測量成果を検定に出された作業機関を表彰する制度を創設しました。

今年はその第二回目になりますが、昨年の10社より3社多い13社を表彰することにしました。

（参考）

1．検定を実施した件数

基準点測量が3,200件、地図作成が440件。

2．選考対象とした実績基準

一定の作業量以上で、かつ3物件以上の検定を当協会を受検した作業機関

3．実績基準を満たした作業機関の数

基準点測量が113社、地図作成が23社。

4．作業規程

測量作業に使用する作業規程の代表的なものは以下の3つで、これらはわが国のモデル規程といわれています。

国土交通省公共測量作業規程

国土交通省土地区画整理事業測量作業規程

農林水産省農村振興局測量作業規程

ほとんどの計画機関（発注者）がいずれかの作業規程を準用し、使用しています。